

平成29年第3回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成29年 9月14日 午前9時30分開議

議 長	おはようございます。本日は、島根中央高校1年1組の皆様が傍聴に来ておられます。皆様、ようこそ川本町議会議場へ。
々	それでは、定刻となりましたので、只今より本会議を開きます。
々	去る8日に開会されました第3回定例会も、本日最終日となりました。
々	連日、皆様方には熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。決算特別委員会委員長から「審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。決算特別委員会委員長の報告をお願い致します。5番片岡決算特別委員会委員長。
片岡決算特別委員会委員長	それでは報告します。平成29年9月14日。 川本町議会議長、植田昌平殿。 決算特別委員会委員長、片岡通泰。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第76条の規定により報告します。 記。
々	議案番号、「議案第71号」付託事件名、「平成28年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。
々	「議案第72号、平成28年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。
々	「議案第73号、平成28年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。

片岡決算特別委員会委員長 「議案第74号、平成28年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。

々 「議案第75号、平成28年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。

々 「議案第76号、平成28年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。以上です。

議長 以上で、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

々 それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。
委員長報告の決算認定審査6議案に対する質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 それでは、ただいま報告のありました全議案につきまして、これより討論並びに採決を行います。

々 まず、「議案第71号、平成28年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第71号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第71号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 続いて、「議案第72号、平成28年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

- 議長 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第72号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
- 々 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第72号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、「議案第73号、平成28年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第73号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第73号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、「議案第74号、平成28年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第74号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求

議 長

めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第74号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々

続いて、「議案第75号、平成28年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第75号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第75号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々

続いて、「議案第76号、平成28年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第76号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。

この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第76号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々

それでは続いて、総務教民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出

議 長 されておりますので、委員長から報告していただきます。総務教民常任委員長、報告をお願いします。5番片岡総務教民常任委員長。

片岡総務教民常任委員長 それでは報告します。平成29年9月14日。
川本町議会議長、植田昌平殿。
総務教民常任委員会委員長、片岡通泰。
陳情審査結果報告書。
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。
記。1、受理番号、陳情第1号。件名、木路原定住住宅地付近に防火水槽と消火栓の設置の陳情。
付託年月日、平成29年9月8日。審査年月日、平成29年9月11日。
審査の結果、採択とすべきもの。以上です。

議 長 以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

々 それでは、「平成29年陳情第1号」に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 平成29年、「陳情第1号、木路原定住住宅地付近に防火水槽と消火栓の設置の陳情」に対する、委員長報告は「採択とすべきもの」であります。
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、平成29年「陳情第1号」は委員長報告のとおり、「採択とすべきもの」とすることに「決定」しました。

々 それでは、日程第2、「議案第64号、川本町空家等の適正な管理に関する条例の制定について」の件を議題と致します。

- 議 長 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第64号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第64号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第3、「議案第65号、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第65号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第65号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第4、「議案第66号、川本町音楽研修施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第66号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第66号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第5、「議案第67号、平成29年度川本町一般会計補正予算(第2号)」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第67号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第67号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第6、「議案第68号、平成29年度川本町国民健康保険
事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第68号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第68号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第7、「議案第69号、平成29年度川本町後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第69号、」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第69号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第8、「議案第70号、平成29年度川本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第70号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第70号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長 次に、日程第9、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「諮問第1号」について、推薦に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「諮問第1号」について、推薦に同意することに、「決定」しました。

々 次に、日程第10、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「諮問第2号」について、推薦に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「諮問第2号」について、推薦に同意することに、「決定」しました。

々 次に、日程第11、「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「諮問第3号」について、推薦に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「諮問第3号」について、推薦に同意することに、「決定」しまし

議 長 た。

々 それでは、日程第 1 2、「議案第 7 7 号、工事請負契約の締結について」の件を議題と致します。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま 「議案第 7 7 号、工事請負契約の締結について」、説明を致します。
ちづくり推 本議案は、平成 2 9 年 9 月 7 日指名競争入札に付した平成 2 9 年度定住促
進課長 進賃貸住宅建設事業多田地区定住促進住宅建設工事（1・2・3号棟）につ
いて、請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び、議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定
により、議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的。平成 2 9 年度定住促進賃貸住宅建設事業多田地区定住促進住
宅建設工事（1・2・3号棟）。
契約の方法、指名競争入札。
契約の金額、5 6, 2 0 3, 2 0 0 円。
契約の相手方、島根県邑智郡川本町大字谷戸 2 9 0 8 番地 7。
株式会社 江ノ川開発 代表取締役 ^{やまぐち よしお} 山口 嘉夫氏。
工期、着工日、契約が成立した日の翌日。完成日、平成 3 0 年 3 月 1 6 日
でございます。以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第 7 7 号、」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第 7 7 号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 それでは、日程第 1 3、「発議第 3 号、県費負担教職員人事権に係る現行
制度の堅持を求める意見書の提出について」を議題と致します。

議 長

提出者から提案理由の説明を求めます。
5 番片岡議員。

5 番
片岡議員

「発議第 3 号、県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書の提出について」。

上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第 13 条の規定により提出します。平成 29 年 9 月 14 日提出。

提出者、川本町議会議員 片岡 通泰。賛成者、川本町議会議員 圓山 達雄。川本町議会議員 大畑 茂久。川本町議会議員 飯田 武則。川本町議会議員 石川 達也。川本町議会議員 高良 敏幸。川本町議会議員 木村 慶五。川本町議会議員 山口 節雄。

県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）。

現在、松江市・出雲市から島根県に対し、県費負担教職員の人事権を当該市に移譲するよう要望がなされているとのことである。移譲を求める市側は、平成 27 年の閣議決定で中核市への教員人事権移譲について積極姿勢が打ち出されたことを主な論拠としているが、その閣議決定では現行の人事権を所管する都道府県および影響を被る小規模市町村などの理解を得ることが大前提とされている。島根県においては、県費負担教職員の人事権を中核市などの大規模な市に移譲することの是非について、すでに平成 19 年に関係機関からなる検討委員会の答申において、「現時点での移譲には解決すべき課題が多く、可能性は低い」と結論付けられたところである。当町にとっても、松江市や出雲市に人事権が移譲されることになれば、町立小中学校の教員の安定的確保や適切な教員配置に著しい支障が生ずる恐れがあり到底、容認できるものではない。したがって、県当局におかれては、今後とも島根県全体の教育水準を維持し、町村立小中学校が安定的に運営できるよう、県費負担教職員人事権に係る現行制度を堅持されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 14 日。島根県川本町議会。

意見書の提出先は、次のページのとおりです。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

議 長	<p>これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。 「発議第3号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。 挙手「全員」であります。 よって「発議第3号」は原案のとおり、「決定」しました。</p>
々	<p>次に、日程第14、「発議第4号、地方の道路整備促進を求める意見書の提出について」を議題と致します。</p>
々	<p>提出者から、提案理由の説明を求めます。 8番圓山議員。</p>
8番 圓山議員	<p>「発議第4号、地方の道路整備促進を求める意見書の提出について」。 上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出 します。平成29年9月14日提出。 提出者、川本町議会議員 圓山 達雄。賛成者、川本町議会議員 大畑 茂久。 川本町議会議員 飯田 武則。川本町議会議員 片岡 通泰。川本町議会議員 石川 達也。川本町議会議員 高良 敏幸。川本町議会議員 木村 慶五。 地方の道路整備促進を求める意見書（案）。 道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤である とともに、防災・減災に寄与し、住民の安心・安全を確保することからも、整 備・充実が求められている。中山間地域に位置する川本町でも、道路は住民 生活、産業活動、観光等において重要な役割を果たしており、町の交流を支 える大きな要素となっている。平成30年3月末をもって廃止が決まってい るJR三江線の代替交通は、バスによる運行が決まっており、道路の果たす役 割はますます重要になっている。しかし、毎日の住民生活に直結した道路で あるにも関わらず、改良率・舗装率とも低いのが現状であり、地域間格差拡 大の要因の一つにもなっている。このような状況において、「道路整備事業 に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」）の規定 による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度以降、地 方負担が増加することになれば、地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取 り組んでいる努力に水を差すものであり、自治体運営にも多大な影響を及ぼ すことになる。ついては、今後も地域における道路整備を着実に推進するた め、下記事項を実現されるよう強く要望する。 記。1. 地方の現状を踏まえ、平成30年度の予算において、社会資本整備 に必要な予算、特に公共事業予算の総額を確保すること。 2. 平成29年度において、道路整備等に関する補正予算の編成を行うこと。 3. 社会資本整備が遅れている地方に予算を重点配分するとともに、予算制 度の拡充を図ること。 4. 道路財特法の補助率の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続 すること。</p>

8番
圓山議員 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成29年9月14日。島根県川本町議会。
提出先は、次ページに書いてありますので、ご覧をいただきたいと思いま
す。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 此れより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 此れより討論を行います。討論はありませんか。
1番山口議員。
ただいま、討論の申し出がありましたので、発言を許可します。

1番
山口議員 この、地方の道路整備促進を求める意見書(案)に対する、反対討論を行
います。日常生活を支える道路、三江線の代替交通に関わる道路などの整備
改良は町民の強い願いです。しかし、道路特定財源の制度は無駄な道路建設、
公共事業を膨張させる仕組みとなっている事から、道路の整備、改良の財源
は、道路財特法によるのではなく、住民の意見や住民の医療や福祉を優先さ
せる予算措置の上で、検討すべきものと考えます。また、道路財特法は、高
規格幹線道路地域高規格道路を対象したものであり、意見書(案)の趣旨に
は沿わないものと思われます。なお、高速道路建設は例え採算性がなくても、
地域経済や福祉医療などの観点から、どうしても必要なものについては交通
需要や赤字額などを公表して、住民の合意を得た上で国の責任で建設すべき
ものと考えます。従って、以上の理由から、本意見書には賛同しかねます。
以上で、討論を終わります。

議 長 ただいま反対討論がありましたが、賛成討論の方はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 此れより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「発議第4号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「多数」であります。
よって「発議第4号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第15、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を
議題と致します。

議 長 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまでの閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々 次に、日程第16、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。お手元に配布しておりますとおり、議員派遣することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々 次に、日程第17、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長 平成29年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。議員の皆さまには、去る9月8日から本日までの間、9月定例議会という事もございまして、28年度決算、それから29年度の各会計の補正予算案件、条例案件等、多くの案件につきまして慎重にご審議いただき全て原案どおりご認定いただきまして、心から感謝申し上げます。今議会の中で、議員の皆様方からいただきました貴重なご意見や提案に真摯に耳を傾けながら、今後の町政運営に邁進していきたいと考えております。また、まちの予算は、町民の皆様の貴重な財産・税金である事を全職員が改めて認識を深めながら安全・安心で活力のある町づくりを進めていきたいと考えております。また、三江線の資産活用につきましては、新しい町づくりのチャンスと捉え、様々な視点からじっくりと考えていきたいと考えております。いよいよ秋本番を迎えまして、実りの秋でございます。これから小学校の運動会、敬老会、文化祭、産業祭等がございます。また、季節の変わり目で台風の襲来を危惧するところがございますが、この地域が平穏である事を願っております。

議員各位におかれましては、健康に十分にご留意いただき、一層のご活躍をいただきます事をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもって、本日の議事日程は全て終了致しました。
長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもって、平成29年第3回川本町議会定例会を閉会致します。

議 長 | お疲れ様でした。

(午前10時07分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員